

広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第三十四号

#### 広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部を改正

#### する条例

広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県水道用水供給水道条例

第一条を次のように改める。

#### （目的）

第一条 この条例は、広島県水道用水供給事業において設ける水道用水供給水道（以下「水道用水供給水道」という。）の料金その他の供給条件及び管理に関して必要な事項並びに水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）第十二条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定に基づき、技術上の監督を行わせる水道の布設工事並びに当該布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

第二条第一項中「水道事業者」を「者」に改める。

第六条中「水道用水供給水道の供給条件」を「この条例の施行」に改め、同条を第十八条とする。

第五条を第十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

#### （指定管理者による管理）

第十四条 水道用水供給水道の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、管理者が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 水道施設の運転監視に関すること。
- 二 水質管理に関すること。
- 三 給水の停止及び制限に関すること。
- 四 実使用水量の決定に関すること。

五 水道施設の維持及び修繕に関すること。

六 その他管理者が別に定める業務を行うこと。

3 第一項の規定により、水道用水供給水道の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第八条第一項及び第二項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、同条第三項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」と、第十条中「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

(技術者による監督を行わせる水道の布設工事)

第十五条 法第十二条第一項の条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は管理者が定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

(布設工事監督者の資格)

第十六条 法第十二条第二項の条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び中等教育学校その他の学校において管理者が定める課程又は学科目を修めて卒業した者であつて、管理者が定める年数以上の水道に関する技術上の実務経験を有する者であること。

二 前号の者が修得した程度と同等以上の知識を習得したと管理者が認める者であつて、管理者が定める年数以上の水道に関する技術上の実務経験を有する者であること。

三 管理者が前二号に規定する者と同等以上の技能を有する者であると認められた者であること。

(水道技術管理者の資格)

第十七条 法第十九条第三項の条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 前条に掲げる資格を有する者であること。

二 学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校その他の学校において管理者が定める課程又は学科目を修めて卒業した者であつて、管理者が定める年数以上の水道に関する技術上の実務経験を有する者であること。

三 前号の者が修得した程度と同等以上の知識を習得したと管理者が認める者であつて、管理者が定める年数以上の水道に関する技術上の実務経験を有する者であること。

四 管理者が前各号に規定する者と同等以上の技能を有する者であると認められた者であること。

第四条を第十二条とする。

第三条第一項中「前条第二項の規定により承認を受けて」を削り、同条を第十一条とし、第二条の次に次の八条を加える。

(使用水量の変更の申込み及び承認)

第三条 前条第二項の規定による管理者の承認を受けた者(以下「水道事業者」という。

)は、同項の規定により管理者が定めた年間の使用水量及び一日当たりの最大使用水量を変更しようとする場合は、管理者の承認を受けなければならない。

(利用の廃止)

第四条 水道事業者は、水道用水供給水道の利用を廃止しようとするときは、廃止予定日の一月前までに、管理者に届け出なければならない。

2 水道用水供給水道の利用を廃止した水道事業者は、管理者の指示に従い、速やかに、給水施設(水道用水の供給を受けるため、水道事業者が、県が設置した送水施設に連結して設ける給水管、受水槽及びこれらに附属する給水用具をいう。以下同じ。)の撤去等必要な処置を行わなければならない。

(給水施設の設置)

第五条 水道事業者は、給水施設を、県が設ける送水施設に設置する量水器に連結させるように設置しなければならない。

(工事の承認)

第六条 水道事業者は、給水施設について新設、増設、改良、維持、撤去等の工事を施行しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(給水施設の維持管理)

第七条 水道事業者は、適切に給水施設を管理し、給水施設に異状があると認めるときは、直ちに管理者にその旨を通報するとともに、修繕その他必要な処置を行わなければならない。

(給水の原則)

第八条 管理者は、非常災害、異常渇水又は送水施設の損傷若しくは維持改良工事の施行その他やむを得ない理由による場合を除き、給水を停止し、又は制限しないものとする。

2 管理者は、緊急の事由がある場合を除き、給水を停止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ水道事業者に通知する。

3 第一項に規定する理由により、給水を停止し、又は制限した場合において、これにより水道事業者に損害を生じることがあつても、県はその責任を負わない。

(適正使用)

第九条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、水道事業者に対して、受水方法の改善その他必要な処置を指示することができる。

(実使用水量の決定)

第十条 水道事業者の月の使用水量（以下「実使用水量」という。）は、量水器の示す計量値により管理者が決定する。ただし、量水器の故障その他やむを得ない理由があるときは、管理者の認定するところにより決定する。

別表中「（第四条関係）」を「（第十二条関係）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例（これに基づく規程を含む。）の規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為は、改正後の広島県水道用水供給水道条例（これに基づく規程を含む。）の相当する規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為とみなす。